

◎ 東日本旅客鉄道株式会社一般乗合旅客自動車運送事業取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社一般乗合旅客自動車運送事業取扱規則（平成24年12月公告第9号）の一部を次のように改正し、2025年4月1日から施行する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">東日本旅客鉄道株式会社一般乗合旅客自動車運送事業取扱規則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第1条 当社の経営する一般乗合旅客自動車運送事業に関する運送契約は、この規則の定めるところによります。</p> <p>2 この規則に定めのない事項については、法令の定めるところ、一般の慣習又は別に定めるものによります。</p> <p>3 当社がこの規則の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲でこの規則の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。</p> <p>4 ICカードによる一般乗合旅客自動車運送事業に関する運送等については、<u>当社が別に定める「東日本旅客鉄道株式会社 BRT ICカード乗車券取扱規則」</u>によります。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(運賃の割引)</p> <p>第25条 当社は、次の各号により運賃を割り引きます。</p> <p>(1) 旅客が東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則(昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第6号)第21条に規定する施設に保護され又は救護される者である場合は、旅客規則第30条の定めにより運賃を割り引きます。</p>	<p style="text-align: center;">東日本旅客鉄道株式会社一般乗合旅客自動車運送事業取扱規則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第1条 当社の経営する一般乗合旅客自動車運送事業に関する運送契約は、この規則の定めるところによります。</p> <p>2 この規則に定めのない事項については、法令の定めるところ、一般の慣習又は別に定めるものによります。</p> <p>3 当社がこの規則の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲でこの規則の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。</p> <p>4 ICカードによる一般乗合旅客自動車運送事業に関する運送等については、<u>東日本旅客鉄道株式会社 BRT ICカード乗車券取扱規則（平成25年7月東日本旅客鉄道株式会社公告第10号）</u>によります。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(運賃の割引)</p> <p>第25条 当社は、次の各号により運賃を割り引きます。</p> <p>(1) 旅客が東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則(昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第6号)第21条に規定する施設に保護され又は救護される者である場合は、旅客規則第30条の定めにより運賃を割り引きます。</p>

改正前	改正後
<p>(2) 旅客が東日本旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則(昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第9号。以下「身体障害者規則」といいます。)第2条又は第3条に規定する身体障害者又はその介護者である場合は、身体障害者規則の定めにより運賃を割り引きます。</p> <p>(3) 旅客が東日本旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則(平成3年11月東日本旅客鉄道株式会社公告第76号。以下「知的障害者規則」といいます。)第2条又は第3条に規定する知的障害者又はその介護者である場合は、知的障害者規則の定めにより運賃を割り引きます。</p> <p><u>(4) 旅客が東日本旅客鉄道株式会社特定者用定期乗車券発売規則(昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第14号。以下「特定者規則」といいます。)第2条に規定する被保護世帯の世帯員である場合は、特定者規則の定めにより運賃を割り引きます。</u></p> <p>2 当社は、前項の規定により割引をする場合を除き、国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出たところにより、区間若しくは期間を限り、又は一定の旅客に対して運賃を割り引きします。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(2) 旅客が東日本旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則(昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第9号。以下「身体障害者規則」といいます。)第2条又は第3条に規定する身体障害者又はその介護者である場合は、身体障害者規則の定めにより運賃を割り引きます。</p> <p>(3) 旅客が東日本旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則(平成3年11月東日本旅客鉄道株式会社公告第76号。以下「知的障害者規則」といいます。)第2条又は第3条に規定する知的障害者又はその介護者である場合は、知的障害者規則の定めにより運賃を割り引きます。</p> <p><u>(4) 旅客が東日本旅客鉄道株式会社精神障害者旅客運賃割引規則(2024年12月東日本旅客鉄道株式会社公告第11号。以下「精神障害者規則」といいます。)第2条又は第3条に規定する精神障害者又はその介護者である場合は、精神障害者規則の定めにより運賃を割り引きます。</u></p> <p><u>(5) 旅客が東日本旅客鉄道株式会社特定者用定期乗車券発売規則(昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第14号。以下「特定者規則」といいます。)第2条に規定する被保護世帯の世帯員である場合は、特定者規則の定めにより運賃を割り引きます。</u></p> <p>2 当社は、前項の規定により割引をする場合を除き、国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出たところにより、区間若しくは期間を限り、又は一定の旅客に対して運賃を割り引きします。</p> <p>(以下略)</p>